

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	小野地区 (上小野、上谷地、中小野、下小野、中泊、御返事、平城、三ツ村、泉沢、東山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化が進み、遊休農地の発生・増加が懸念されることなどから、今後どのように地区の担い手(後継者・新規就農者、法人化等)を確保・育成していくかが課題である。
 ・地区の農地を適切に利用するため、農地所有者の協力を得て、地域全体に分散する農地を地区内の担い手へ集約化していく仕組みの構築が課題である。

主な作物: 水稲、大豆、いちご、せり、トマト、りんご、飼料作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業の効率化を図るためにも、地区内の担い手への農地の集積・集約化を推進する。
 ・地区の担い手同士が「話す場」を定期的に設け、地区内の担い手への農地の集積・集約化や地区の今後の農業方針(飼料作物を増やしてみる、集落ごとで作物(高収益作物等)を決める等)についても、出来る限り小野地区の中で相談・情報共有・問題解決するような体制を作る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	627.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	627.36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、地区の担い手への農地集積・集約を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区の担い手への農地の集積、集約を目指して、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域の状況に応じて農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業の利用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・出来る限り地区内の担い手へ農地の集積・集約を行い持続可能な農地利用を目指し、地区の担い手となる新規就農者や後継者の確保・育成に取り組む。 ・地区内の担い手で持続が難しい場合には、地区外の経営体を受入れ農地の維持に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため防除作業は、農業法人や防除組合に委託する。また、防除作業委託も集約化したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ・クマ等の被害が拡大しないように電気柵を設置するとともに、エサとなる農作物を屋外に放置しないよう地域で取り組む。
- ②減農薬・減肥料の取り組みを推進する。
- ⑦集落協定にて農地の維持管理に取り組む。
- ⑨耕畜連携により地域内の資源を循環させ、持続可能な地域農業を目指す。